

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 1 日

各所属所長 様

埼玉県教育局教育総務部福利課長
公立学校共済組合埼玉支部事務局長
一般財団法人埼玉県教職員互助会事務局長

「福利さいたま」の送付について

「福利さいたま」第245号を発行しましたので、下記のとおり貴所属職員へ配付していただきますようお願いいたします。

記

1 配付対象職員

共済組合員・互助会員のみ ※任意継続組合員の方は対象外です。

2 送付部数

上記配付対象者に所属控（1部）を加えた数
（過不足数報告で所属控不要とした所属を除く）

3 不足又は余部が生じた場合の手続きについて

不足又は余部が生じた場合は、裏面「福利さいたま過不足数報告書」に必要事項を記入の上、FAXで下記担当あて御提出ください。不足分については、後日送付いたします。正確な部数把握のため、余部が生じた場合においても報告書の御提出をお願いいたします（余部の御返送は不要です）。

なお、過不足がない場合の御提出は不要です。

問合せ先
埼玉県教育局教育総務部福利課
総務・住宅担当 田中
電 話：048-830-6685
FAX：048-824-2638

